

今期太極拳 3 段検定の実技試験内容が一部変更 に 上級者の技術課題を重点に審査

今年度 3 段検定は、11 月初旬から、西宮、東京、福岡、名古屋の 4 会場で、687 人が受験する。

太極拳指導員委員会講師会は、9 月 20 日に本年度第 3 回講師研修合宿（愛知県豊橋市）を開催し、本年度初段～3 段検定の実施方針を協議するなかで、3 段検定実技試験について、一部変更する措置をとることとした。この措置について太極拳技能検定委員会委員長の了承を得たうえで、このほど都道府県連盟を通じて、3 段受験者に送付した「受験案内」のなかで、下記の通り通知した。

下記の措置は、審査内容が演武時間の速度に影響されるものではなく、上級者の技術課題を重点に審査する目的で設けられたもの。別掲の記事「3 段検定 実施内容の一部変更と今後の展望」を参照されたい。

2 4 式太極拳実技試験の実施方法：

1) 実技試験の範囲；

2 4 式太極拳の「前半套路（起勢～高探馬、収勢）」とします。

2) 制限時間；

演武時間は「10 分以内」とします。10 分を超えた場合は、審査員の合図で演武を中止し、時間内に行なわれた演武内容に基づいて合否を判定します。

3) 各組「8 人同時」による演武で審査します。

注記：上記の変更は、下記の理由によるものです。この変更に影響されず、実力を発揮できるように、審査に臨んで下さい。

会場により、受験者数が急増したこと。

「ブロック講師養成セミナー」および「2・3 段特別講習会」で「五式太極拳練習套路」等を実施したことの影響を受けて、特にゆっくり行なう人がいた場合に備えてこの措置をとる。通常であれば全套路を 5～8 分で終了するものであるが、五式太極拳の練習方法によれば、この時間を大幅に超える人がでることが予想される。各会場における実技試験の時間管理と運営を公平に行なうことを考慮し、なおかつ、従来通りの速度で行なう人にも、ゆっくり行なう人にも、公平に対処するために、今期は、前半套路の演武内容で、3 段の合否判定を行なうこととする。

「前半套路」、「10 分以内」の規定が設けられたことは、10 分近く時間をかけて前半套路を行なわなければならないことを意味しない。

単に遅く行なうだけでは、受験者に有利にならない。

合否判定の評価は、前半套路の演武内容に基づいて行なわれるものであり、3 段検定合否基準、「2002 年度の技術課題」等の内容を備えているかどうかを判定する。単に速度が遅い、または、単に速いことのいずれかが有利となるものでないことを、受験者は銘記されたい。